

よくある質問

(1) いつ振り込まれますか

6月9日（火曜日）（公務員を除く）

審査が終わり次第随時（公務員）

釜石市における支給日であり、市区町村ごとに支給日は異なります。

(2) 引っ越しをした場合、どこから支給されますか

令和2年3月31日時点で中学2年生（新中学3年生）までの児童

（平成17年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童）

令和2年3月31日時点の住民票所在市区町村から支給されます。

令和2年3月31日にA市を転出し、令和2年3月31日にB市に転入した場合、B市から支給されます。

令和2年2月29日時点で中学3年生（新高校1年生）の児童

（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの児童）

令和2年2月29日時点の住民票所在市区町村から支給されます。

令和2年2月29日にA市を転出し、令和2年2月29日にB市に転入した場合、B市から支給されます。

(3) 令和2年4月以降、出生の子どもは対象になりますか

令和2年3月31日時点を基準にしているため、支給の対象となりません。

(4) 令和2年4月（令和2年3月）以降、海外から転入した子どもは対象になりますか

令和2年3月31日（令和2年2月29日）時点を基準にしているため、支給の対象となりません。

(5) 令和2年4月1日に公務員に採用されました。申請が必要ですか

令和2年3月31日（令和2年2月29日）時点で公務員でないため、申請は不要です。現在公務員でない方と同様に申請がなくても、令和2年3月31日（令和2年2月29日）時点の住民票所在市区町村から児童手当を受給していた口座に支給が行われます。

(6) 令和2年3月31日に公務員を退職しました。申請が必要ですか

令和2年3月31日時点で中学2年生（新中学3年生）までの児童

（平成17年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童）

令和2年3月31日に退職した場合、令和2年3月までの児童手当を職場、令和2年4月分の児童手当を令和2年3月31日時点の住民票所在市区町村から受給することになるため、申請は不要です。令和2年3月31日時点の住民票所在市区町村から児童手当を受給している口座に支給が行われます。

令和2年2月29日時点で中学3年生（新高校1年生）の児童

（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの児童）

令和2年2月29日時点で公務員であるため、申請が必要です。申請用紙や証明を受け取る必要があるため、所属庁にお問い合わせください。

（7）現在児童手当が現況未提出や書類不備等により差し止めや保留となっている場合、支給されますか。

令和2年3月31日時点で中学2年生（新中学3年生）までの児童

（平成17年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童）

今後差し止めや保留が解消され、令和2年4月分の児童手当を受給できれば、振り込みの対象となります。ただし令和3年3月31日を過ぎて受け取ることはできません。

令和2年2月29日時点で中学3年生（新高校1年生）の児童

（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの児童）

今後差し止めや保留が解消され、令和2年3月分の児童手当を受給できれば、振り込みの対象となります。ただし令和3年3月31日を過ぎて受け取ることはできません。

（8）対象児童と別居している場合、どちらの市区町村から支給されますか。

令和2年3月31日時点で中学2年生（新中学3年生）までの児童

（平成17年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童）

令和2年4月分の児童手当を受給していた市区町村から支給されます。

令和2年2月29日時点で中学3年生（新高校1年生）の児童

（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの児童）

令和2年3月分の児童手当を受給していた市区町村から支給されます。

（9）以前児童手当を釜石市から受給していましたが、現在市外または海外にいます。給付金を受け取れますか。

釜石市から支給対象となる現在市外の受給者については、転出先として届出された住所に給付金の案内を送付します。（特例給付受給者除く）ただし案内が返戻されている場合には、受給の意思確認ができないため、支給ができません。郵便局で郵便を受け取れるように手続きを行い、子ども課までご連絡ください。案内を再送します。

釜石市から支給対象となる現在海外の受給者については、案内を送付することが出来ず、受給の意思確認ができないため、支給ができません。子ども課までご相談ください。

（10）児童手当を釜石市から受給していますが、給付金の案内が届きません。給付金を受け取れますか。

児童手当の受給者のみに案内をお送りしています。特例給付の受給者は給付金を受け取ることはできま

せん。児童手当の受給者であり、案内が返戻されている場合には、受給の意思確認ができないため、支給
ができません。郵便局で郵便を受け取れるように手続きを行い、子ども課までご連絡ください。案内を再
送します。